第３章　障害者施策の展開

1　お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等

障害の有無に関わらず、全ての県民が、共に支えあい安心して暮らしていくために、障害や障害のある人への理解を深めるための広報･啓発や交流の促進等の取組を推進するとともに、障害を理由とした差別の解消や権利擁護の推進、虐待の防止に取り組んでいきます。

(１)お互いの理解の促進

◇現状と課題

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に支え合い、安全･安心に暮らす社会が、私たちが目指すべき社会です。しかしながら、障害のある人が、社会における様々な障壁（バリア）により、自立した生活や社会参加を妨げられている状況が、今なお存在しています。

このような状況を解消していくため、障害や障害のある人に対する理解を深め、差別や偏見といった心の中にある障壁（バリア）を取り払う「心のバリアフリー」の考え方を広めていくことに努めます。

◇具体的取組

①障害のある人への理解を促進するための啓発･広報活動の推進

○障害のある人が作成した作品の展示･販売会、障害への理解を深める講演会や研修会の開催等、障害や障害者に対する理解の促進に努めます。

○県の広報媒体やデジタル技術を活用した動画配信等を利用し、障害のある人への理解を促進するための情報提供に努めます。

○「ヘルプマーク」等、障害のある人に関するマークを周知し、その理解と促進を図ります。

②交流及び共同学習等の推進

○特別支援学校の児童生徒と、小･中･高等学校及び中等教育学校の児童生徒との交流や共同学習を推進します。

○小･中学校における通常の学級と特別支援学級の児童生徒との交流や共同学習を推進します。

③NPOと行政との協働の推進、ボランティアや民生委員･児童委員の活動支援等

○障害のある人の多様化するニーズに対応するため、NPO（非営利団体）と行政との協働を進めるとともに、ボランティア活動への支援を実施します。

○地域住民の身近な相談相手となり、専門機関へのつなぎ役を担う民生委員･児童委員の活動を支援します。

④県職員に対する研修の実施

○県職員に対する研修を通じて、障害や障害のある人に対する理解を深め、コミュニケーションを図ることができるような環境の整備に努めます。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
障害者週間記念行事の開催	「障害者週間」（１２月３日～９日）を記念して、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」を募集する等、障害のある人に対する理解を深めるための事業を実施します。

ナイスハートフェア（知的障害児（者）施設製作品展）の開催	知的障害のある人に対する理解を深めるため、施設利用者による作品展示及び即売会を開催します。
こころのふれあい・バザー展の開催	精神障害のある人の自立と社会復帰を進めるため、団体の活動紹介や作品の展示・販売を行うとともに、体験発表や交流等を行います。
世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間ＩＮぐんまの開催	「世界自閉症啓発デー（４月２日）、発達障害啓発週間（４月２日～４月８日）」を広く県民に周知し、県民の自閉症をはじめとする発達障害についての理解と関心を深めるため、講演会や啓発映画の上映等を行います。

(2)障害を理由とする差別の解消の推進

◇現状と課題

障害を理由とする差別の解消の推進を目的として、平成 28 年4月に「障害者差別解消法」が施行され、本県においても、平成 31 年4月に「群馬県障害者差別解消条例」を施行しました。

令和6年4月の改正障害者差別解消法及び改正障害者差別解消条例の施行や、各省庁における所管分野を対象とした対応指針の見直し等を踏まえ、この法の理念に基づく取組を一層力強く推進します。

◇具体的取組

①障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

○県の広報媒体を通じた周知、各種研修や出前講座の実施等を通じ、障害のある人への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等、障害を理由とする差別の解消に向けた県民の意識を醸成します。

○相談窓口を設置し、障害を理由とする差別の解消に関する相談に対応します。

②関係機関との連携強化

○障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、「群馬県障害者差別解消推進協議会」を設置し、関係機関との連携を強化します。

○市町村との連携を図るとともに、必要に応じて市町村に対する助言･支援を行います。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
障害者差別相談窓口の設置	障害を理由とする差別に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、必要に応じて関係行政機関との連携を図りながら対応します。
障害者差別解消を推進するための研修の実施	障害を理由とする差別の解消について職員の理解を深めるため、研修を実施します。
障害者差別解消法に基づく協議会の運営	障害を理由とする差別の解消に係る取組を推進するため、協議会を運営し、関係機関等との連携の強化を図ります。

(3)権利擁護の推進、虐待の防止

◇現状と課題

障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、結果として人権や財産に対して不利益を受ける恐れがあるため、権利擁護体制の確立や相談体制の充実が求められ

ています。また、障害のある人が、自己の判断能力が十分でないために様々なサービスを適切に利用できない場合等にも、その権利を擁護し、地域において安心して生活が送れるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を促進していく必要があります。

また、障害のある人への虐待を防止するため、「群馬県障害者権利擁護センター」を設置し、関係機関とも連携しながら、虐待の未然防止や早期発見等の取組に努めていますが、取組のさらなる充実を図っています。

◇具体的取組

①障害者虐待防止対策の推進

○障害のある人の権利を擁護し、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障害のある人の保護や相談を行うため、障害者虐待防止法に基づき設置する「市町村障害者虐待防止センター」及び「群馬県障害者権利擁護センター」の周知を図るとともに、関係機関等と連携し、その機能を十分発揮できるよう体制を整備します。

○障害者虐待の通報先となる市町村が的確な相談・支援の対応ができるよう、研修の実施やマニュアル整備、専門職チームの派遣等の支援を行います。また、障害福祉サービスを行う事業者に対し、虐待防止研修の受講や虐待防止のための委員会の設置を促します。

○精神科病院における障害者の虐待防止については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改正され、令和6年4月から、病院内の虐待を発見した者に都道府県への通報を義務づけるとともに、精神科病院に対し、職員研修の実施や患者の相談体制の整備等を義務づけることが規定されます。この改正法に基づき、虐待通報窓口の設置や通報制度の周知を行い、また、精神科病院に対する実地指導の実施等を通じて、虐待防止の徹底に取り組みます。

②障害者 110 番の設置

○専門の相談員が、障害のある人の財産保護や相続関係、雇用関係など、生活全般に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて専門機関の紹介や弁護士による法律相談も行います。

③成年後見制度や日常生活自立支援事業の体制整備を促進

○障害のある人の権利を擁護し、地域において安心して生活が送れるよう、市町村や社会福祉協議会、関係機関・団体等との連携を図りながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護体制の整備を促進します。

○成年後見制度利用促進法に基づき、市町村における地域連携ネットワークの整備やその中核機関の設置等の取組を支援するとともに、後見人となる人材の育成等に取り組みます。

④福祉サービス第三者評価事業の実施、福祉サービス苦情解決体制の整備

○第三者機関が公正・中立な立場で事業者の提供するサービスの評価を行う「福祉サービス第三者評価」の受審を促進します。

○障害のある人の適切なサービス利用のため、利用者からの苦情を解決する体制を整備します。

⑤地域生活定着支援センターの運営

○矯正施設に入所している福祉の支援が必要な障害のある人等に対し、退所後すぐに福祉サービス等が利用できるよう、入所中から保護観察所や福祉関係機関等と連携し、社会復帰を支援する「地域生活定着支援センター」を運営します。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
群馬県障害者権利擁護センターの設置	障害のある人への虐待の防止や早期発見、虐待発生時の迅速かつ適切な対応とその後の支援を図るため、「群馬県障害者権利擁護センター」を設置し、相談の受付や研修、広報啓発等のほか、専門職チームによる市町村支援等を行います。
福祉サービス第三者評価の受審促進	福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービス選択に資するため、第三者評価の受審を促進します。
地域生活定着支援センターの運営	高齢又は障害により、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束が解かれた後に自立した生活を営むことが困難と認められた人に対し、保護観察所、行政機関や福祉関係者と連携し、相談支援業務等に取り組みます。

2　自立した生活の支援と意思決定支援の推進

本計画の基本目標の一つである「自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援」を推進するに当たっては、障害福祉サービスの現場における適切な意思決定支援を推進し、障害福祉サービスについての情報をできるだけ分かりやすく的確に提供するとともに、身近な地域で総合的な相談支援を受けられる体制の整備を進めることが必要です。

障害のある人が地域社会で自立した生活を送ることができるようにするためには、入所施設・病院から地域生活への移行の推進を基本としつつ、障害の特性やニーズに応じた良質な福祉サービスが身近な地域で受けられるような体制を整備するとともに、障害のある人の生活を安定・充実させるための支援を行うことが必要です。

また、障害福祉サービスに対する需要が増大・多様化する中で、利用者本位の質の高いサービスの提供が求められているため、障害福祉サービスを担う人材の養成・確保が重要です。

(1)意思決定支援と情報提供の推進

◇現状と課題

障害のある人に対し、当事者本位の総合的支援を行うためには、障害のある人の自己選択・自己決定の尊重を基本として、障害福祉サービスの現場において、障害のある人の意思決定支援を適切に行うことが重要です。

県では、従来から障害福祉サービスについて情報提供を行ってきましたが、今後も、デジタル技術の活用等により、多くの方に情報が届き、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるような、当事者本位の総合的支援の実現に向けた環境づくりを進めます。

◇具体的取組

①「意思決定支援ガイドライン」の普及推進等

○平成 29 年3月に厚生労働省が策定した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及推進に取り組みます。

②成年後見制度や日常生活自立支援事業の体制整備を促進

○障害のある人の権利を擁護し、地域において安心して生活が送れるよう、市町村や社会福祉協議会、関係機関・団体等との連携を図りながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護体制の整備を促進します。
○成年後見制度利用促進法に基づき、市町村における地域連携ネットワークの整備やその中核機関の設置等の取組を支援するとともに、後見人となる人材の育成等に取り組みます。

③障害福祉サービスに関する情報提供の推進

○障害のある人のための各種支援制度の概要や相談窓口をまとめた冊子「福祉制度のごあんない」を作成・配布するとともに、その内容を県ホームページに掲載します。
○障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、事業者・施設が行う障害福祉サービス等の内容や、事業者・施設の運営状況に関する情報を提供します。
○難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象である旨の周知を図るため、市町村や難病相談支援センター等と連携し、難病患者等に対する情報の提供を推進します。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
「意思決定支援ガイドライン」の普及推進等	平成２９年３月に厚生労働省が策定した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を推進します。 また、意思決定支援に関する課題を障害福祉サービスの現場で発見・改善することができるよう、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の中で意思決定支援に関する実践的な研修を実施するとともに、各事業所等における適切な意思決定支援を行うための体制整備を促進します。
福祉制度のごあんないの作成・配布、ホームページへの掲載	障害のある人のための各種制度等や相談窓口をまとめた冊子「福祉制度のごあんない」を作成・配布し、周知を図ります。また、その内容を県ホームページに掲載します。
事業者・施設に関する情報の提供	障害者総合支援法や児童福祉法の規定に基づき、事業者・施設が行う障害福祉サービス等の内容や、事業者・施設の運営状況に関する情報を提供します。

（２）総合的な相談支援体制等の整備

◇現状と課題

障害のある人が地域の中で安心して生活するためには、総合的な情報提供や障害の特性等に応じて相談しやすい機関の整備・充実が必要です。また、障害のある人を扶養している家族（両親など）にとっては、大きな心配事である「親なき後」のことや、障害のある人の重度化・高齢化への対応等が求められています。

このため、相談支援体制の充実や体験機会の場、緊急時の受入れ、人材の養成・確保などの機能を備えた「地域生活支援拠点等」の整備をはじめ、障害のある人が地域で生涯を通じて安心して暮らしていけるような地域の体制づくりを進める等、当事者本位の総合的支援を推進していく必要があります。

◇具体的取組

①障害者相談支援体制の充実

○障害のある人が、地域で安心して暮らすことができるよう、市町村及び相談支援事業所における相談支援体制の充実を図ります。

○身近な相談支援体制の充実・強化のため、相談支援等に関するアドバイザーを県に配置し、各市町村の協議会に参加して状況を把握するとともに、広域的・専門的観点から、地域のネットワーク構築や基幹相談支援センターの設置に向けた助言等の支援を行います。

○心身障害者福祉センター、発達障害者支援センター、こころの健康センター及び児童相談所等の県の相談機関と市町村等による連携を強化し、障害のある人が身近な地域で専門的相談をすることができる体制の充実を図ります。

○群馬県社会福祉事業団が開設する「親なきあと相談室」等、相談窓口を運営する外部機関とも連携し、障害のある人やその家族が相談しやすい環境の整備を促進します。

②地域生活支援拠点等の機能充実

○障害のある人の重度化・高齢化や親なき後に対応するため、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」について、機能の充実を図るため、市町村等を支援します。

③医療的ケアが必要な障害のある人を支援するための体制整備

○保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、医療的ケアが必要な障害のある子ども等への支援に関する課題や対応策について検討し、体制の整備を進めます。

○医療的ケア児等支援センターを運営し、医療的ケア児等及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行います。

④地域の精神保健福祉体制の整備

○精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指します。

○各地域において保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を促進し、関係者間の連携を強化するとともに、相談支援を担当する保健福祉事務所、市町村及び相談支援事業所等の相談機能の充実を図るため、相談支援従事者研修等を実施します。

⑤発達障害のある人に対する支援体制の整備

○保健・医療・福祉・教育・労働・司法・警察等の関係者が連携し情報を共有しながら、発達障害のある人に対する専門的かつ一貫性のある支援を実施するための施策の推進を図ります。

○地域における発達障害者への相談支援等を行う発達障害相談支援サポーターの配置や、専門的な知識・技術を有する発達障害者地域支援マネジャーの派遣等により、地域における支援体制の強化を図ります。

○発達障害者支援地域協議会の運営等を通じて、関係機関等との連携の強化を図ります。

⑥群馬県障害者自立支援協議会の運営

○群馬県障害者自立支援協議会において、県全域における総合的な支援体制の充実に向けた協議や課題検討等を行うとともに、障害がある人への相談体制の充実や地域移行・就労支援など、関係団体と連携して取り組んでいきます。

○自立支援協議会において把握された課題のうち、特に専門的な検討が必要とされたものについては、サブ協議会を設置し、検討を進めます。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
障害者相談支援体制の充実	障害のある人が地域の中で安心して生活することができるよう、相談支援アドバイザー会議を設置し、県全体の相談支援体制について課題の検討や対応を行うとともに、相談支援従事者の研修を実施し、相談支援に係る人材育成を図ります。
地域生活支援拠点等の機能充実	障害のある人の重度化・高齢化や親なき後に対応するため、相談支援体制の充実や体験機会の場、緊急時の受入れ、人材の養成・確保など、必要な機能を備えた地域生活支援拠点等について、自立支援協議会等を活用して機能の充実を図ります。
精神障害者地域移行支援事業の推進	精神科病院に入院している精神障害のある人のうち、病状が安定しており、居住先や地域での支援が整えば退院が可能である人に対して、本人の意向を尊重した上で、地域移行の推進を図ります。
医療的ケア児等支援体制の整備	保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、医療的ケア児等への支援に関する課題や対応策について検討し、体制の整備を進めます。
医療的ケア児等支援センターの運営	医療的ケア児等支援センターを運営し、医療的ケア児等及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行います。
発達障害のある人に対する支援体制の整備	発達障害のある人に対する、専門的かつ一貫性のある支援を実施するための施策の推進を図ります。 また、発達障害者支援地域協議会の運営等を通じて、関係機関等との連携の強化を図ります。

(3)障害福祉サービス等の充実

◇現状と課題

障害のある人が地域社会で自立した生活を送ることができるようにするためには、入所施設から地域生活への移行の推進を基本としつつ、障害の特性やニーズに応じた良質な福祉サービスが身近な地域で受けられるよう、必要なサービスの充実を図ることが必要です。

◇具体的取組

①居宅生活の支援等

○地域で生活する障害のある人が必要に応じて利用できるよう、居宅介護(ホームヘルプ)や重度訪問介護等、訪問系サービスの充実を図ります。

○補装具の購入・修理費等の支給、県立義肢製作所の運営、市町村が行う日常生活用具の給付・貸与、軽・中度の難聴の子どもに対する補聴器購入費用の一部助成、外出に必要となる行動援護・同行援護等、身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)給付や普及啓発の推進等、障害のある人の自立生活や社会参加促進のための各種支援事業を実施します。

②日中活動の場の充実

○障害のある人の日中活動の場となる各障害福祉サービス事業所等（生活介護、就労支援、自立訓練等）について、必要な整備を着実に進めるとともに、市町村が実施する日中一時支援事業や地域活動支援センターの運営等について支援します。

○障害のある子ども及びその家族を支援するため、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の充実を図ります。

③共同生活援助（グループホーム）等の充実

○障害のある人が住み慣れた地域で、個々のニーズに合った生活ができるよう、グループホームの整備を進めます。

○社会福祉法人等においてグループホームとしての活用が可能な公営住宅について、公営住宅法第 45 条第1項に基づく使用を推進します。

○短期間の体験利用制度がない宿泊型自立訓練事業について、事業所への補助を実施し、体験利用を促進します。

○入所施設から地域生活への移行の推進を基本としつつ、真に入所支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにするため、障害のある人の意向を尊重し、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に配慮した入所支援を継続して推進します。

④共生型サービスへの対応

○介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにする「共生型サービス」について、各事業所に対し周知のうえ適切な対応を促すとともに、地域の実情に応じて本制度の効果的な活用が図られるよう、各地域の取組を支援します。

⑤県立の障害者支援施設の運営

○県立障害者リハビリテーションセンター、県立しろがね学園、精神障害者援護寮を運営し、ニーズに応じた福祉サービスの充実につなげます。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
障害者（児）ホームヘルプサービス（居宅介護）の促進	地域で生活する障害のある人の日常生活支援のため、入浴・食事等の介護や調理・洗濯等の家事援助の訪問サービス等を行います。
難聴児補聴器購入支援事業の実施	身体障害者手帳に該当しないために障害者総合支援法に基づく補装具費支給の対象にならない軽・中度の難聴の子どもに対し、県と市町村が連携し、補聴器の購入費用等の一部を助成し、難聴の子どもの健全な発達を支援します。
身体障害者補助犬の給付	身体障害のある人が、日常生活における機能障害を補い、社会参加を促進するための身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を必要とする場合に給付を行います。

（4）生活の安定と充実のための施策の推進

◇現状と課題

障害のある人が、地域で質の高い自立した生活をするためには、医療費の公費負担や各種手当

等の支給により、経済的に支援することが必要であることから、各種手当制度等を運用しています。

これからも、これらの制度を必要としている人への周知を図るとともに、適切な運用を継続していきます。

◇具体的取組

①各種手当等の広報及び制度運用

○障害を支給事由とする各種手当（特別児童扶養手当、障害児福祉手当や特別障害者手当等）の周知・適切な制度運用を図るとともに、国が所管する障害年金制度の周知に協力します。

②医療費の公費負担制度の効率化・安定化

○医療費の公費負担制度について、必要な医療を確保しつつ、制度の効率化・安定化を図ります。

③自動車税（環境性能割・種別割）の減免

○障害のある人又はその人と生計を一にする人が所有するなど、一定の要件を満たす自動車について、申請によって自動車税（環境性能割・種別割）を減免します。

④精神障害のある人の割引制度の改善

○精神障害のある人に対する鉄道等交通機関の運賃の割引制度について、他の障害と同様に支援が受けられるよう、国等に対して改善を要望していきます。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
特別児童扶養手当の支給	一定の障害のある20歳未満の児童を監護している父母等に、手当を支給します。
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給	常時特別の介護を要する重度障害のある人や常時介護を必要とする重度障害のある児に、手当を支給します。
福祉医療制度の支援	重度の障害のある人をはじめとして、子どもや母子・父子家庭の医療費の自己負担について、市町村が実施する福祉医療制度を支援します。
自動車税（環境性能割・種別割）の減免	障害のある人の社会活動への参加を支援するため、一定の要件を満たす場合に、申請によって自動車税（環境性能割・種別割）を減免します。

（5）福祉サービスを支える人材の育成・確保

◇現状と課題

障害のある人の障害の重度化や重複化をはじめ、多様化する福祉ニーズに対応し、質の高い福祉サービスの提供ができるようにするためには、人材の育成が重要な課題です。そのため、各種研修等を実施し、人材の育成や資質向上をさらに推進していく必要があります。

また、障害福祉サービスの必要量の増大が見込まれる一方で、福祉サービスを支える人材の確保が厳しい状況にあることから、人材の確保対策や定着支援、福祉サービスの仕事のやりがい・魅力についての理解促進等の取組も重要です。

さらに、福祉の心を育てる福祉教育の推進については、いわゆる「地域共生社会」を推進していく

観点からも、一層重要なものとなっています。

地域共生社会：	制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会

◇具体的取組

①総合的な福祉人材の育成確保の推進等

○社会福祉を担う人材の職業紹介や研修を行うために設置した福祉マンパワーセンターの運営を通じ、総合的な福祉人材の育成確保と資質の向上を図ります。

②障害福祉サービスを支える人材の育成

相談談支援従事者

○障害のある人が地域生活を送る上で必要となる様々なサービスを一体的・総合的に提供できるようにするため、相談支援やサービス等利用計画の作成を担う相談支援従事者を養成します。

障害支援区分認定調査員・市町村審査会委員

○全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に自立支援給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員に対する研修を実施します。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

○障害福祉サービス事業所等に配置され、個別支援計画の作成やサービス内容の評価等を行うサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者を養成します。

ホームヘルパー等

○日常生活や社会参加を支援するホームヘルパーやサービス提供責任者等を養成します。

医療的ケア児等支援を行える人材

○医療的ケアが必要な障害のある子ども等に対し、適切な支援を行う人材を育成するとともに、医療と福祉の連携を図るなど総合的調整を行うコーディネーターを地域に配置します。

意思疎通支援を支える人材

○意思疎通支援を行う手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

○点字図書等の製作に従事する点訳奉仕員、音訳奉仕員を養成します。

○失語症者に対する意思疎通支援者を養成します。

③障害福祉サービスの現場における課題に対応した研修の充実

○虐待の防止、強度行動障害への対応、適切な意思決定支援の推進など、障害福祉サービスの現場における様々な課題に対応した研修の充実を図ります。

④福祉教育の充実

○県立高校福祉科等において介護福祉士国家試験を受験可能なカリキュラムを導入するとともに、福祉資格取得推進事業を実施し、福祉サービスの良き担い手として専門性の高い教育を行います。

○群馬県社会福祉協議会が実施する社会福祉協力校事業を推進します。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
群馬県福祉マンパワーセンターの設置	質の高い福祉人材の養成・確保対策を総合的に担う機関として、群馬県福祉マンパワーセンターを設置し、無料職業紹介や就職相談会、各種研修会等を実施しています。
相談支援従事者の養成	障害のある人が地域生活をするうえで必要不可欠な様々なサービスを一体的・総合的に提供できるよう支援するため、相談支援従事者を養成するとともに、その資質の向上を図ります。
サービス管理責任者等研修事業の実施	障害福祉サービス事業所等に配置するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成します。

(6)障害のある子どもへの療育支援

◇現状と課題

身近な地域で療育支援が受けられる体制を整備するためには、保健、医療、福祉、教育関係機関の連携を一層強化し、障害のある子ども及びその保護者に対する一貫した療育の総合的支援体制の整備・充実を図ることが必要です。

また、障害のある子どもの幼稚園や保育所等での受入れの促進と、保護者の悩みや不安に寄り添い支える相談体制の充実が求められています。

各種相談支援体制の整備や児童発達支援及び放課後等デイサービスの質の向上、保育所等への訪問支援等により、療育支援体制の整備・充実を図っています。

◇具体的取組

①障害児療育体制の整備

○支援体制の充実を図るため、市町村事業との連携、地域資源の有効活用など障害児療育体制の整備を進めていきます。

②障害児通所支援等の推進

○障害のある子どもが、日常生活の基本動作や知識・技能を身に付け、集団への適応訓練等を受けるため、児童発達支援、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の充実を図ります。

○居宅訪問型児童発達支援の推進を図ります。

○児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を推進します。

③医療的ケアが必要な障害のある人を支援するための施策の推進

○保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、医療的ケアが必要な障害のある子ども等への支援に関する課題や対応策について検討し、体制の整備を進めます。

○医療的ケア児等支援センターを運営し、医療的ケア児等及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行います。

○医療的ケアが必要な障害のある子ども等に対して、適切な支援を行う人材を育成するとともに、医療と福祉の連携を図るなど総合的な調整を行うコーディネーターを地域に配置します。

○在宅の重症心身障害のある子ども等で医療的ケアを必要とする人に対して、長時間利用を可能とする訪問看護を実施し、保護者の負担軽減を図ります。

④教育分野における障害のある子どもへの支援等

○発達が気になる乳幼児及び児童生徒に対する障害の理解や適切な関わり方、家庭教育や就学等に係る支援を行うため、総合教育センターにおいて来所相談・電話相談・訪問相談を行います。

○発達障害のある子どもに対する教育について、各学校に対する相談支援体制の充実を図るとともに、実践的な研究・研修を推進します。

○幼児に対する特別支援教育の充実や、幼稚園・保育園での障害のある子どもの受入れ支援を行います。

⑤放課後児童健全育成事業の充実

○昼間、家庭に保護者のいない子どもを放課後に預かる放課後児童健全育成事業において、障害のある子どもの受け入れを支援します。

⑥県立しろがね学園の運営

○県立の障害児入所施設として、民間施設では対応困難な重度の障害のある子どもを積極的に受け入れるとともに、地域の知的障害のある子どもに対する個別外来療育や、療育に係る研修等を実施します。

⑦家族支援の充実

○発達障害のある子どもの保護者等に、子どもの障害特性を理解し、特性に合った関わり方を身につけていただくとともに、子育ての悩みや不安の解消を図るため、保護者支援を実施します。

○全ての子育て家庭を応援するため、中央児童相談所に「こどもホットライン24」を設置し、子どもに関する電話相談を 24 時間、365 日体制で行います。

⑧難聴児の療育体制の整備

○保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、難聴児及びその家族への切れ目のない支援に関する課題や対応策について検討し、支援体制の整備を進めます。

○難聴疑い児の最終診断を行う最終精査機関、主たる対象を難聴とする児童発達支援事業所及び特別支援学校（聴覚障害）との連携強化を図り、各機関の機能の活用と相互の情報共有により、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めます。

○聾学校内の聴覚障害支援センターにおいて、地域が行う教育活動が円滑に展開されるよう、教育相談及び情報発信など、相談の体制と機能のより一層の強化を図るとともに、外部専門家等を活用した巡回相談を推進します。

○主たる対象を難聴とする児童発達支援事業所が、難聴児支援の専門性を活用し、他の児童発達支援事業所等の専門性を向上するための助言を行う仕組みを構築します。

○難聴児の支援に関わる各分野の関係者を対象とするセミナーを実施し、支援の専門性の向上を図るとともに、関係者間の連携を促進します。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
子どもに関する発達相談の充実	発達が気になる乳幼児及び児童生徒に対する障害の理解や適切な関わり方、家庭教育や就学等に係る支援を行うため、来所相談、電話相談、訪問相談を行います。
放課後児童健全育成事業の充実	昼間、家庭に保護者のいない子どもを放課後預かる放課後児童健全育成事業で、障害のある子どもの受け入れを支援します。
障害児通所支援事業所等アドバイザリー訪問事業	主たる対象を難聴とする児童発達支援事業所が、難聴児支援の専門性を活用し、他の児童発達支援事業所等の専門性を向上するための助言を行います。

(7)発達障害のある人への支援

◇現状と課題

本県では、発達障害者支援センターを設置し、発達障害のある本人及び家族等に対する専門的な相談支援や、市町村・関係機関等に対する助言、人材育成等に取り組むとともに、医療、保健、福祉、教育、労働、司法、警察等の関係者を構成員とする発達障害者支援地域協議会を設置し、各分野の連携や発達障害のある人の支援体制の推進を図っています。

一方、発達障害に対する社会の理解や、社会生活上様々な困難を抱えている発達障害のある人やその家族等への支援が十分ではないとの意見もあります。

発達障害のある人が、身近な地域で、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに合わせた切れ目のない支援を受けられるよう、地域における相談支援体制の充実を図るとともに、発達障害についての理解を一層促進し、発達障害のある人の円滑な社会生活を推進していくことが必要です。

◇具体的取組

①発達障害についての理解促進

○イベントや講演会、各種研修会等を通して、発達障害についての正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

②発達障害のある人に対する支援体制の整備・強化及び人材の育成

○発達障害のある人に対する支援の拠点である発達障害者支援センターを運営し、本人及び家族等からの相談に応じ、相談支援、発達支援、就労支援等の総合的かつ専門的な支援を行うとともに、市町村・関係機関の後方支援を行います。

○保健・医療・福祉・教育・労働・司法・警察等の関係者が連携し情報を共有しながら、発達障害のある人に対する専門的かつ一貫性のある支援を実施するための施策の推進を図ります。

○発達障害者支援地域協議会の運営等を通じて、関係機関等との連携の強化を図ります。

○発達障害の特性を理解し、適切な支援を行うことができる支援者を確保するため、相談支援専門員、施設職員、幼稚園・保育所等職員、学童クラブ指導員、かかりつけ医等を対象とした研修を実施します。

○地域での発達障害相談支援の充実を図るため発達障害相談支援サポーターの配置や、専門的な知識・技術を有する発達障害者地域支援マネジャーの派遣等により、地域における支援体制の強化を図ります。

③乳幼児健診におけるスクリーニング機能の充実・強化

〇発達障害を早期に発見し、発達段階に応じた支援を早期から行えるよう、乳幼児健診における発達障害のスクリーニング機能の充実・強化を図るため、市町村保健師等を対象とした研修を実施します。

④家族支援の充実

〇市町村における発達障害児者の家族等に対する支援体制構築を推進するため、家族支援プログラム（ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニング等）についての理解を深める研修会を実施します。

⑤教育における発達障害のある子どもへの支援等

〇発達が気になる乳幼児及び児童生徒に対する障害の理解や適切な関わり方、家庭教育や就学等に係る支援を行うため、総合教育センターにおいて来所相談・電話相談・訪問相談を行います。

〇発達障害のある子どもに対する教育について、各学校に対する相談支援体制の充実を図るとともに、実践的な研究・研修を推進します。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
発達障害のある人に対する支援体制の整備	発達障害のある人に対する、専門的かつ一貫性のある支援を実施するための施策の推進を図ります。また、発達障害者支援地域協議会の運営等を通じて、関係機関等との連携の強化を図ります。
地域における支援体制の強化	地域での発達障害相談支援の充実を図るため発達障害相談支援サポーターの配置や、専門的な知識・技術を有する発達障害者地域支援マネジャーの派遣等により、地域における支援体制の強化を図ります。

新たな課題等への対応

新型コロナウイルス感染症やデジタル化に対応した障害福祉

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、様々な場面で今までの常識が大きく変わり、令和５年３月策定の内閣府「障害者基本計画（第５次）」では、社会情勢の変化として、感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化していることや、感染拡大防止のための身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められる中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障害者もいるとされています。

このことから、障害のある人への必要な配慮等について、改めて理解を深めてもらう取組や障害者やその家族等に対する支援が重要となっています。

また、このような環境の変化は、買い物や娯楽、食事等の日常生活だけでなく、働き方についても影響を及ぼしており、障害福祉の分野においても、ICT 等の進展に伴う、「デジタル化」の活用が進められており、介護の身体的負担の軽減や支援の質の向上、事故防止等につなげ、福祉・介護人材の離職率低下や人手不足の解消、障害のある人の生活の質の向上の実現にもその効果が期待されています。

＜新しい生活様式への対応による困り事の例＞

- マスクで相手の表情や口の動き・形が読み取れず、聴覚障害のある人にとって、コミュニケーションが取りづらくなった。
- ものを触ったり、近くに寄って確認するといったことが、周りの人に理解されないのではという不安から、視覚障害のある人にとって、買い物等の日常生活が不便になった。

＜障害福祉分野のデジタル化活用の例＞

- 障害者支援施設の利用者居室に設置するセンサー・通信機能を備えた見守り支援機器の活用や支援記録・個別支援計画作成・請求管理等の業務支援ソフトウェア、タブレット端末等の活用。
- 移動・入浴等の支援、見守り等を行い、障害福祉サービス施設・事業所等の従業者の負荷を軽減するロボット技術の活用。

今後の方向性

「新しい生活様式」への対応をはじめ、環境の変化が、障害のある人の生きづらさにつながることがないよう、対応に困る事例を引き続き把握していくとともに、県民への障害の特性等に関する啓発を継続して実施していきます。

また、福祉・介護人材の人手不足解消や支援の質の向上等につなげるため、日々進展する ICT 等の技術の有効な活用策や障害福祉施設・事業所等への導入支援等に関する取組を進めるとともに、孤独・孤立対策に向けて、人と人とのつながりが実感でき、悩みがある時には支援を求める声をあげやすい地域づくりを目指し、市町村や各種相談支援機関等との連携により、分野横断的な対応が可能となる体制整備に取り組みます。

新たな課題等への対応

障害児のための療育支援・重度障害児者のための支援

＜障害児のための療育支援の現状・課題等＞

県では、平成１４年度から、集団による早期療育事業（マザー＆チャイルド）や、専門職員によるコンサルテーション（専門的技術支援）などにより障害児療育体制の整備を行ってきました。

近年では、放課後等デイサービスなどの療育支援の場も増えており、特に障害児福祉計画の中では、地域の療育支援の中核となる「児童発達支援センター」の全圏域への設置を進めています。
こうした中で、市町村の健診等での早期発見の取組が進むとともに、療育支援の場の充実が図られるなど、地域における支援環境が整えられつつあります。

一方、障害のある児童の育ちを支えるためには、家族支援も重要です。家族支援プログラム（ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニング等）について、県内全域へ更なる普及を進めていく必要があります。

＜重度障害児者のための支援の現状・課題等＞

重度の障害のある人が、日常生活を送る上では、全般的な事象で援助が必要となるケースも多く、障害者総合支援法により提供される様々なサービスが活用されています。

しかしながら、日常的に医療的ケアが必要となる障害のある人は、病院や入所施設でのケアが中心となり、在宅におけるケアの場合は、専門的な知識や技術を有する訪問看護や訪問介護等のサービスが求められます。

また、自傷や他害行為等、危険を伴う行動が高い頻度で起こる「強度行動障害」については、支援者の育成が十分に進んでいないことやその障害の特性に関する理解が得にくいこと等から、地域で継続的に生活できる環境が整っているとは言えない状況です。
このため、施設・事業所等での受け入れが困難となり、家族による 24 時間の介護・見守りが必要となるほか、外出の機会や日常生活上の行動も制限されてしまう等、強度行動障害のある人とその家族は様々な困り事を抱えています。

このように、今後は、重度の障害のある人への支援の充実に加え、介護負担の軽減等、その家族に対する支援も充実させていくことが求められています。

今後の方向性

障害のある児童とその家族に対しては、身近な地域で適切な療育支援を受けられることが大切です。県では、地域の中核となる児童発達支援センターなどの専門性を生かしながら、地域が主体となった療育支援体制を整備します。
これに加え、家族支援として、子どもの障害特性を理解し、特性に合った関わり方を身につけていただくとともに、子育ての悩みや不安の解消を図るため、家族支援プログラムによる保護者支援を実施し、県内全域への普及を図ります。

医療的ケアが必要となる障害のある人とその家族に対しては、医療的ケアにも対応した通所施設、短期入所サービスの充実に加え、親なき後の課題への対応として、生涯にわたる継続的な支援提供体制の整備を促進していきます。
また、「強度行動障害」のある人とその家族に対しては、専門的な人材の育成を進めていくとともに、日中一時支援・短期入所・グループホーム等の計画的な活用等により、住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、支援提供体制の整備を促進していきます。

3　保健・医療体制の充実

妊産婦等への保健指導やハイリスク分娩に適切に対応できる周産期医療体制の充実を図るとともに、乳幼児期における疾病や発達の遅れ、高齢化に伴う疾病等を早期に発見して適切な治療を行う等、障害の予防や軽減を図ることが大切です。
また、障害のある人がライフステージの各段階で、適切な保健・医療サービスを受けることができる体制を整備し、充実させていきます。
併せて、疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため、専門的なサービスを担う人材を育成し、確保していきます。

(1)保健事業の充実

◇現状と課題

妊娠中や分娩時の異常に起因する障害に関しては、母体、新生児の救急時の対応が一貫して行えるような周産期医療体制の充実が必要となります。

また、新生児期に見られる障害のうち、先天性の疾患に関しては、早期発見のシステムの充実、強化や早期に支援ができる療育体制の整備、充実を図ることが必要です。

さらに、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、大人になるまでの成育過程にある者やその保護者等に、必要となる医療・保健等の提供に加え、乳幼児期における病気や不慮の事故等によって起こる障害を未然に防ぐためには、県民や関係者への知識の普及・啓発も大切です。

成人期では、中高年の脳血管疾患や心疾患、糖尿病等の生活習慣病が障害の原因になっていると考えられることから、その発症予防等のため、適切な生活習慣等の健康づくりを一層推進していく必要があります。

◇具体的取組

①周産期医療体制の充実等

○周産期医療体制の維持向上を図り、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進します。
○県立病院においても、急性重症疾患児に対する高度医療を提供し、周産期からの障害の予防と治療を行う周産期母子医療を充実させます。

②先天性代謝異常検査の実施及び新生児・乳幼児健診等の推進

○先天性代謝異常を早期に発見し、早期治療を行うことにより、障害の予防を図ります。
○新生児を対象とした聴覚検査体制や聴覚障害のある児童やその家族への早期支援体制の整備を推進します。
○発達障害を早期に発見し、発達段階に応じた支援を早期から行えるよう、乳幼児健診における発達障害のスクリーニング機能の充実・強化を図るため、市町村保健師等を対象とした研修を実施します。
○3歳児健康診査に眼科屈折検査の導入を推進し、弱視等のある児童やその家族へ早期の支援ができる体制の整備を推進します。

③新生児聴覚検査体制の整備

○新生児聴覚スクリーニングや乳幼児検診時の聴覚検査の着実な実施を図るため、関係機関と連携し、聴覚検査体制の整備を進めます。

〇保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、難聴児及びその家族への切れ目のない支援に関する課題や対応策について検討し、支援体制の整備を進めます。

④生活習慣病の発症及び重症化予防の推進

〇良好な栄養・食生活、身体活動（歩行など）、睡眠、禁煙、節酒（生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしない）といった生活習慣の重要性、定期的な健康診査や保健指導又は医療機関を受診する必要性について、普及・啓発します。

⑤歯科口腔保健の推進

〇定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の体制を整備します。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
周産期医療体制の充実	子どもを安心して産み育てられる環境を整えるため、周産期医療機関の体制及び母体・新生児の救急搬送体制を整備します。
先天性代謝異常検査の実施	先天性代謝異常等の疾患を早期に発見し、早期治療を行うことにより、障害の予防を図ります。
新生児聴覚検査事業の推進	新生児を対象とした聴覚検査体制を推進するとともに、聴覚障害のある児童やその家族へ早期の支援ができる体制の整備を推進します。

(2)医療及びリハビリテーションの充実

◇現状と課題

医療研究や医療機器等の開発による医療の充実を図るとともに、障害のある人が安心して治療を受けられる診療体制の整備が必要です。

また、障害のある人や高齢者が、住み慣れた地域で安全に、かつ安心して生活していくためには、寝たきりや要介護状態にならないよう、地域で適切なリハビリテーションが提供されることが必要であり、関係者や関係機関が協力し、地域リハビリテーションを推進していく必要があります。

◇具体的取組

①医療体制の整備、障害児（者）歯科診療の体制整備

〇障害のある人が安心して保健・医療サービスを受けられるよう、地域の医療体制の整備・充実を図るとともに、障害児（者）の歯科診療の体制整備も進めます。

〇県立小児医療センターにおいて、県内の小児医療の拠点として高度・専門医療を提供するとともに、総合周産期母子医療センターとして出産前後の母体、胎児、新生児に一貫した医療を提供します。

〇障害のある人も含めて全ての人が、災害時に迅速かつ的確な医療を受けられるよう、災害医療体制の構築を推進します。

②地域リハビリテーション体制の整備

〇リハビリテーションが円滑に提供され、障害のある人や高齢者の生活機能の維持向上により、自立と社会参加が促進されるよう、地域のリハビリテーション体制を整備します。

③小児等在宅医療連携拠点事業の実施

〇NICU等で長期の療養を要した児をはじめとする在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育と連携し、在宅療養を支える体制整備を推進します。

④医療的ケアが必要な障害のある人を支援するための施策の推進

〇保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、医療的ケアが必要な障害のある子ども等への支援に関する課題や対応策について検討し、体制の整備を進めます。

〇医療的ケアが必要な障害のある子ども等に対して、適切な支援を行う人材を育成するとともに、医療と福祉の連携を図るなど総合的な調整を行うコーディネーターを地域に配置します。

〇在宅の重症心身障害のある子ども等で医療的ケアを必要とする人に対して、長時間利用を可能とする訪問看護を実施し、保護者の負担軽減を図ります。

〇特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童生徒が健康で安全な学校生活を営むことができるように、教育・医療・保健・福祉等と連携して、安全で適切な医療的ケア実施体制の充実を図ります。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
医療体制の整備	県民の健康を守るため、医療施設の整備や医療従事者の充実等医療体制の整備を図ります。
障害児（者）歯科診療の体制整備	一般歯科医療機関での診療に困難を伴う心身障害児（者）の歯科診療体制を確保するため、群馬県歯科医師会に委託して、心身障害児（者）の歯科診療を実施します。
災害医療体制の構築	災害発生時に迅速かつ的確な医療提供を行うことのできる災害医療体制を構築します。
小児等在宅医療連携拠点事業の実施	NICU 等で長期の療養を要した児を始めとする在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育と連携し、在宅療養を支える体制整備を推進します。

（3）精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実

◇現状と課題

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、誰もがかかりうる病気であることを認識するため、心の健康づくりに関する知識の普及・啓発が大切であり、早期受診・早期治療ができるよう、早い段階から相談指導や治療を受けられる体制の整備・充実が必要です。

また、精神障害のある人が地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要です。

さらに、高次脳機能障害のある人への支援として、日常生活や社会復帰に向けた支援及び医療的ケア・リハビリテーション等に関する専門的な相談体制の充実と、保健医療福祉関係者への理解促進を図る必要があります。

◇具体的取組

①精神保健相談機能の充実

〇保健福祉事務所におけるうつ病をはじめとした精神疾患や心の健康づくりの普及・啓発、精神保健福祉相談や訪問・指導等の地域保健福祉活動を充実させるとともに、研修等を通じた県内市町村の相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

②かかりつけ医を対象とした研修の実施

〇いわゆる「かかりつけ医」に対して、うつ病やアルコール問題への対応力向上のための研修を実施するとともに、精神科専門医との連携について体制を整備します。

③精神科救急医療システムの整備

〇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神科救急情報センター（こころの健康センター）が行う精神障害者の移送や措置診察（精神科三次救急）に係る体制を整備します。

〇夜間や休日に急激に症状が悪化した精神障害のある人が、適切な医療機関で治療が受けられるための体制（精神科二次救急）を整備します。

〇精神的な疾患と身体的な疾患を合併している人（身体合併症）に関する体制を整備します。

〇県内の精神医療の拠点として高度・専門医療を提供する県立精神医療センターを運営し、精神科救急医療の円滑な実施を図ります。

④精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

〇長期入院患者の早期退院に向けた支援を推進するため、ピアサポート活用事業等地域移行支援事業の実施や地域相談支援の利用促進を図ります。

〇措置入院者等への退院後支援により、精神障害のある人が安定して地域生活が送れるよう支援します。

〇市町村または圏域ごとに設置された保健、医療、福祉の関係者による協議の場において、議論が活性化し、地域の課題解決につながるよう支援します。

⑤高次脳機能障害支援拠点機関及び県立障害者リハビリテーションセンターの運営

〇前橋赤十字病院に開設している高次脳機能障害支援拠点機関（専門相談窓口）において、高次脳機能障害のある人の日常生活や社会復帰に向けた支援及び医療的ケア・リハビリに関する専門的な相談を行います。

〇県立障害者リハビリテーションセンターにおいて、高次脳機能障害等の専門的なリハビリ訓練に対応できる体制を確保します。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
保健福祉事務所の精神保健相談機能の充実	こころの健康に関する相談や精神障害のある人の相談・訪問指導等を行う保健福祉事務所の相談機能の充実を図ります。
精神科救急医療システムの整備	精神障害のある人の移送や措置診察に係る体制及び夜間や休日に急激に症状が悪化した精神障害のある人が適切な医療機関で治療が受けられる体制を整備します。
県立精神医療センターの運営	県内の精神医療の拠点として、精神科３次救急の受け入れ、司法精神医療の実践（鑑定業務や医療観察法の対応）、重症患者の対応などを主に医療を提供します。

（4）難病患者支援の充実

◇現状と課題

平成 25 年4月から施行された障害者総合支援法では、障害福祉サービスの対象範囲に、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害含む）の3障害に加えて、難病等が新たに加わりました。

また、難病患者に対する医療費助成制度については、平成 27 年1月から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、対象疾患が大幅に拡大しています。

今後も引き続き難病患者に対しての総合的な相談や在宅療養上の支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者やその家族の生活の質の向上を図るとともに、支援者による地域のネットワークの構築を図っていきます。

また、群馬大学医学部附属病院内に群馬県難病相談支援センターを設置し、難病についての相談や情報提供を行っています。

◇具体的取組

①難病患者地域支援対策推進事業の実施

○難病患者の在宅療養を支援するため、訪問相談や相談会を開催するとともに、個々の支援の充実を図ります。

○難病に関わる支援者によって在宅療養支援計画の策定・評価等を行い、地域のネットワークの構築を図ります。

②群馬県難病相談支援センターの運営

○群馬県難病相談支援センターを設置し、難病についての相談や情報提供を行います。

③小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施

○小児慢性特定疾病児童等自立支援員を設置し、相談支援や情報提供を行うことにより児童の自立を支援するとともに、関係機関との連絡調整を図り、地域における支援内容の検討に努めます。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
指定難病における特定医療の給付	指定難病における特定医療に関する治療研究の推進と患者の負担軽減を図るため、医療費の一部公費負担を行います。
難病患者地域支援対策推進事業の実施	難病患者の在宅療養を支援するため、訪問による相談や相談会を開催するとともに、個々の支援の充実を図ります。また、難病に関わる支援者によって在宅療養支援計画の策定・評価等を行い、地域のネットワークの構築を図ります。
難病医療提供体制整備事業	難病診療連携拠点病院及び難病医療協力病院を指定し、早期の診断及び診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができるよう、難病医療ネットワーク体制を整備します。

（5）保健・医療従事者の育成・確保

◇現状と課題

障害の重度･重複化や障害のある人の高齢化の進行、また自立や社会参加への意欲の高まり等に伴い、保健･医療･福祉のニーズはますます拡大･多様化しており、専門知識と技術を有するサービスの担い手の需要も、増大する傾向にあります。このため、障害のある人への支援の観点からも、保健･医療従事者の育成･確保が重要な課題となっています。

また、理学療法士や作業療法士等、障害のある人に対応する専門職員の資質向上や看護師等養成施設の充実、看護職員の定着の促進が必要です。さらに、各保健･医療従事者養成施設に対する指導、監督等を適切に行うほか、母子保健関係者の研修等も行います。

◇具体的取組

①理学療法士･作業療法士･精神保健福祉士養成施設の適正な運営の確保

○理学療法士･作業療法士･精神保健福祉士を養成する施設の適正な運営の確保を図ります。

②看護師等の養成及び研修の実施

○看護師等を養成する施設の適正な運営の確保を図ります。また、修学資金貸与等により、県内定着の促進を行うとともに、質の向上のための研修を実施します。

③母子保健関係者の研修の実施

○母子保健水準向上のため、住民及び母子保健関係者を対象とした研修を行います。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
理学療法士・作業療法士養成施設の適正な運営の確保	理学療法士・作業療法士を養成する施設の適正な運営の確保に努めます。
精神保健福祉士養成施設の適正な運営の確保	精神保健福祉士を養成する施設の適正な運営の確保に努めます。
看護師等養成施設の適正な運営の確保及び支援	看護師等養成所の適正な運営の確保及び支援を行います。

4　教育の充実

群馬県においては、特別支援教育を、障害のある幼児児童生徒に限らず、学習上･生活上に困難を抱える全ての幼児児童生徒を対象に、県内すべての学校園で、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育としてとらえます。この考え方に基づいて特別支援教育を推進することは、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、全ての幼児児童生徒の教育の充実につながっていくものと考えます。

そこで、障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導･必要な支援を行うとともに、学校園における学習や生活のあらゆる場面で行う指導･支援や幼児児童生徒にとって分かりやすい授業を実施、安心･安全に生活できる環境を整備することを大切にしていきます。

今後も、特別支援教育の充実を一層図りながら、特別支援教育の理念が関係者をはじめとして県民全体に共有されるよう努め、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の形成を目指します。

（１）学校教育の充実

◇現状と課題

障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応え、その可能性を最大限に伸ばすためには、多様な学びの場の充実を図るとともに、指導の連続性や支援の継続性を確保する取組が重要です。

本県では、令和５年３月に策定した「第３期群馬県特別支援教育推進計画」に基づいて、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、障害のある幼児児童生徒に対し、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できる多様な学びの場の充実に努めます。また、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことを積極的に推進し、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育を実践します。

◇具体的取組

①一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の充実

〇全ての学校園において特別な支援を必要とする幼児児童生徒への個別の指導計画等を活用した指導・支援の充実を図ります。

〇幼稚園等における特別な支援を必要とする幼児への支援や関係機関との連携による早期からの相談・支援の充実により、就学前からの特別支援教育の推進を図ります。

〇通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援や特別支援学級、「通級による指導」の充実により、小中学校等における特別支援教育の推進を図ります。

〇特別な支援を必要とする生徒への指導・支援や「通級による指導」の充実により、高等学校等における特別支援教育の推進を図ります。

〇障害の種類や状態等に応じた指導・支援の充実や社会に開かれた教育課程の実現により、特別支援学校における教育の充実を図ります。

②社会状況の変化に対応する特別支援教育の推進

〇地域や関係機関等との協働による学校運営支援体制づくりや県立特別支援学校の適切な規模・配置及び施設整備、生徒の減少と高等学校段階の障害のある生徒の進路の多様化を踏まえた特別支援学校と高等学校等の学びの相互連携をとおして、少子化、多様化する社会を見据えた特別支援学校の特色ある学校づくりを推進します。

〇ICTを活用した指導・支援の充実やデジタル化による校務の効率化により、県立特別支援学校における教育環境のデジタル化を推進します。

〇障害のある幼児児童生徒の健全育成、健康・安全教育を推進し、自立して主体的に生きるための力を育む教育の充実を図ります。

〇地域社会に参加する意欲と豊かな心を育むキャリア教育、交流及び共同学習、生涯学習へ向けた取組を推進します。

③特別支援教育を推進する支援体制の整備

〇医療、福祉、保健、労働等の関係機関との切れ目ない連携による相談・支援体制の充実を図ります。

〇学校園等、早期からの専門家を活用した相談・支援体制の充実を図るとともに、学校園における円滑な学びの場の接続を推進します。

〇大学等の教員養成機関と連携した質の高い人材の育成を図ります。

○特別支援学校･特別支援学級･通級による指導を担当する教員の専門性向上に向けた研修の充実を図ります。

④特別支援教育への理解促進

○ハートフルアート展等を開催し、障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加への理解促進を図ります。

○障害者差別解消法や群馬県手話言語条例を踏まえた取組を充実させるとともに、共生社会の実現に向けた特別支援教育への理解促進を図ります。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
特別支援教育の充実	発達障害等を含めた障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」を充実します。
公立特別支援学校における教育の充実	特別支援学校における障害のある幼児児童生徒に対する教育の充実を図ります。
病弱特別支援学校における教育の充実	慢性疾患等のため医療を必要とする児童生徒が、入院治療を受けながら学習できる環境の整備と指導の充実を図ります。 なお、入院治療が短期間でも小中学校等から病弱特別支援学校への転入学は可能であり、学習空白を作らないために利用できます。

(2)教育職員の専門性の向上

◇現状と課題

教育職員が一人ひとりの障害の状態に適した特別支援教育を行うためには、専門性と指導力の向上が必要であり、特別支援教育に関する研修等の実施により、専門性の向上を図っています。

◇具体的取組

①特別支援学校教諭免許状の取得促進

○群馬県教育職員免許法認定講習により、特別支援学校教諭2種免許状の取得を促進します。

②教職員を対象にした研修事業の充実

○特別支援学校、幼稚園、小･中学校、高校等の教職員を対象に、経験、職種及び職務に応じた研修を実施し、特別支援教育の専門性向上を図ります。

③特別支援教育に関する情報提供の推進

○特別支援教育の充実に向けて、指導資料を作成･提供するとともに、特別支援教育に関する研修会や授業公開について、情報を提供します。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
特別支援学校教諭免許状の取得促進	群馬県教育職員免許法認定講習により、特別支援学校教諭２種免許状の取得を促進します。
教職員を対象にした研修事業の充実	特別支援学校、幼稚園等、小・中学校、高校等の教職員を対象に、経験や職種・職務に応じた研修を実施し、特別支援教育の専門性向上を図ります。

特別な支援が必要な幼児児童生徒に関する研修事業の充実	幼稚園等、小・中学校、高校等の教職員を対象に、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の理解と指導に関する研修を実施し、教職員の理解促進と指導力向上を図ります。

5　文化芸術活動・スポーツ等の振興

障害のある人の文化芸術活動やスポーツ活動等への参加は、生活の充実や健康増進だけでなく、社会参加の促進や多様な選択肢を持ち得る社会の実現にもつながることから、物理的・心理的障壁を取り除く等、環境の整備を行い、障害のある人の文化芸術活動・スポーツ等を推進します。

(1)文化芸術活動の推進

◇現状と課題

文化は、人が自らの可能性を求めようとする創造的な営みであり、人々に楽しさ、感動、安らぎと生きる喜びをもたらします。また、人々の心のつながりを育み、多様な価値観が共有される社会で強い絆となり得るものです(「群馬県文化基本条例」前文より)。

一方で、障害のある人の文化芸術活動においては、活動の際に生じる制限や障壁等により、十分な情報や支援が届かない、または本人の意思が尊重されない等の様々な課題も存在しています。

このような課題解決に向けて、新たに県内の障害者文化芸術活動支援の拠点として設置した群馬県障害者芸術文化活動支援センターの活動を通じ、障害のある人の文化芸術活動の普及及び充実を図ることにより、県民に障害及び障害のある人への理解を促し、障害のある人の自立と社会参加を促進していく必要があります。

◇具体的取組

①ネットワークの構築

○県域でネットワークを構築し、関係者で連携・協力して各種事業を実施します。また、中毛、西毛、吾妻、利根沼田、東毛等での地域ネットワークごとに連携・協力できる体制を整備します。

○様々な企業や団体等との連携を通じ、福祉にとどまらない広がりのある取組を目指します。

②相談支援体制の整備

○群馬県障害者芸術文化活動支援センターにおいて、相談支援等を行うコーディネーターを配置し、本人及びその家族、事業所等、そのニーズに応じて、関係機関との連携を図りながら総合的な支援を行います。

③研修等の実施

○障害福祉サービス施設・事業所等の職員やアート活動支援者等を対象とした研修等を実施する等、支援者の人材育成及び確保に取り組みます。

○著作権や商品化に関する研修等を実施し、権利保護や新たな価値創造を支援します。

④芸術文化活動(鑑賞・創造・発表等)に参加する機会の確保

○関係者のネットワークを活用し、すべての地域で障害のある人が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実を図ります。
○芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害のある人でも、文化芸術活動に参加できる機会等の提供に取り組みます。
○幼少期から生涯にわたって多様な文化芸術活動に参加できる機会の確保に努めます。
○障害関係団体等が開催する文化芸術関連イベントを後援するなど、自主的な文化芸術活動を支援します。

⑤情報収集・発信

○展示会や公演等のイベント情報をはじめ、県内外で活躍する障害のあるアーティストの情報等、障害者文化芸術活動に関する情報を収集し、ホームページ等で発信するなど、障害のある人が活動しやすい環境づくりに取り組みます。
○県内の事業所の障害者文化芸術活動に関する取組を発信します。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
群馬県障害者芸術文化活動支援センターの運営	県内の障害者文化芸術活動支援の拠点となる「群馬県障害者芸術文化活動支援センター」を運営し、障害のある人の文化芸術活動の振興を図るため、障害のある人の自立と社会参加を促進します。
県立の美術館、博物館、天文台等における観覧料等の免除	障害者手帳を持つ人が県立の美術館、博物館等を利用する場合、観覧料等を免除します。

(2)障害者スポーツの振興

◇現状と課題

障害のある人がスポーツに親しむことは、体力の維持・増強・機能の回復を図るとともに、日常の楽しみや充実した生活の実現、社会への参加にもつながることから、本県では、障害のある人のスポーツ活動を通じた自己実現と交流機会の拡大を推進してきました。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を通じて、障害者スポーツの注目度も高まっていますが、令和 11 年には、第 28 回全国障害者スポーツ大会が、本県で開催されることとなっており、本県での障害者スポーツへの注目度はますます高まっていくことが想定されます。

このような中、障害者スポーツのより一層の普及を図っていくとともに、パラリンピック・デフリンピック等の国際大会での活躍が期待されるアスリートの競技力を向上させる取組も必要です。

◇具体的取組

①各種障害者スポーツ大会の開催・参加支援等

○全国障害者スポーツ大会への選手団派遣や群馬県障害者スポーツ大会の開催等、障害のある人のスポーツ活動への参加機会の拡大を図ります。
○パラリンピック・デフリンピック等の国際大会への参加を支援します。

②障害者スポーツ等の情報発信・啓発

○各地域における障害者スポーツの状況や e スポーツ等の新たなスポーツの情報発信を行うと

ともに、障害者スポーツの普及を図るための講演会や体験授業を開催する等、情報発信・啓発に取り組みます。

③障害者アスリートの競技力向上支援

○群馬県パラスポーツ協会や群馬県スポーツ協会等と連携し、障害者アスリートの競技力向上の取組を支援します。

○障害者スポーツの振興を図るため、適切な指導を行う障害者スポーツ指導員を養成するとともに、専門性の高い指導や競技の普及・振興を担う競技団体の育成を進めます。

④ボランティア等との連携の強化

○群馬県障害者スポーツ協会において、障害者スポーツ大会やイベント等でボランティアとして活動していただく障害者スポーツサポーターの登録を推進します。

⑤県立ふれあいスポーツプラザ・県立ゆうあいピック記念温水プールの運営

○障害のある人等のスポーツ振興と社会参加の促進を図るために設置しているスポーツ施設について、引き続き適切な運営に努めます。

⑥第 28 回全国障害者スポーツ大会(令和 11 年)開催に向けた準備の推進

○第 28 回全国障害者スポーツ大会(令和 11 年)の開催に向けた準備を着実に進めます。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
ぐんまパラアスリート支援ワンストップセンター	パラアスリートが抱える課題をワンストップで解決する窓口を県スポーツ振興課に設けて、競技に打ち込める環境づくりを後押しし、より多くの群馬県のパラアスリートが、世界の舞台で活躍できるよう支援します。
ぐんまパラアスリート始動プロジェクト	パラリンピック・デフリンピックなど国際大会で活躍する選手を輩出することを目的に、競技レベル（トップ枠・育成枠・次世代枠）に応じてパラアスリートの活動費を補助します。
ｅスポーツの推進	ｅスポーツの推進・普及をとおして、障害のある人のレクリエーション活動の充実や社会参加等を図ります。
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備	令和 11 年に本県開催が予定されている国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（湯けむり国スポ・全スポぐんま）に向けて、市町村や競技団体等と連携して準備を進めます。

(3)余暇・レクリエーション活動の充実

◇現状と課題

余暇・レクリエーション活動は、障害の有無にかかわらず、全ての人にとって生きがいづくりや生活の質の向上、コミュニケーションの機会として重要なものであり、文化芸術活動やスポーツ活動をはじめとして、娯楽、旅行など、多種多様な活動が行われています。

また、障害のある人が余暇・レクリエーション活動への参加をきっかけとして、就業支援や職場定着支援など、様々な支援施策につながっていくことも期待されます。このような観点からも、福祉・医療・教育・雇用などといった諸施策間の連携を強化していくことが重要です。

◇具体的取組

①余暇・レクリエーション、週末活動の支援

○文化芸術活動やスポーツ活動等により、障害のある人の余暇・レクリエーション活動を支援するとともに、障害のある人が週末に余暇活動を行う場の提供等により、生活の安定と充実、障害のある人や家族間の交流を促進します。

②ユニバーサルツーリズムの推進

○誰もが気兼ねなく参加できる旅行である「ユニバーサルツーリズム」を推進するため、「ぐんまユニバーサルツーリズム相談窓口」において、利用者ニーズの把握や、県内宿泊・観光施設等の情報集約と発信に取り組みます。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
障害者週末活動支援事業	障害者就業・生活支援センターに支援員を配置して、特別支援学校等を活用し、障害のある人が週末に余暇活動を行う場を提供することにより、障害のある人の生活の安定と充実、障害のある人や家族間の交流を促進し、障害のある人の就業支援、在職者の定着支援を図ります。
障害者就業・生活支援センターの充実	就業及びこれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、就業面及び生活面の一体的支援を行う障害者就業・生活支援センターの充実を図ります。

6　雇用の拡大、就労の促進

障害のある人が職業に就くことは、給与収入等による経済的な自立を促進するだけでなく、就労を通じて社会参加していくことで、生きがいや自己実現につながります。

障害のある人が、その意欲や適性・能力に応じて就労できるよう、職業能力の向上や企業とのマッチングの機会を提供するとともに、事業者の障害者雇用に関する理解を深め、一般就労を促進します。

また、福祉的就労環境等の整備・充実や工賃向上の取組を推進します。

(1)雇用の拡大と職場への定着支援

◇現状と課題

障害のある人が社会や地域でいきいきと生活し、経済的にも自立して暮らすためには、働いて収入を得ることが必要であり、民間企業等で働く「一般就労」を支援していくことが重要です。

本県の民間企業における雇用障害者数、障害者雇用率は年々上昇しており、令和5年6月1日現在の雇用障害者数は 6,512 人、障害者雇用率は 2.28%、法定雇用率(2.3%)を達成している企業の割合は 56.1%(全国平均 50.1%)となっています。

今後も、雇用・福祉・医療・教育等の連携を図りながら、障害のある人の個々の状況に応じて、就業面及び生活面の支援を一体的に推進する必要があります。

◇具体的取組

①就職･就業の支援

○民間事業者に委託して、障害のある人の就労先･実習先を開拓し、障害者就業･生活支援センターの登録者等の就労･実習に結びつけます。

○障害者就業･生活支援センターの充実により、就業面及び生活面の一体的支援を行います。

○障害者雇用の促進に積極的･協力的な企業を、障害者雇用ネットワーク企業として登録し、企業同士のネットワーク構築を図り、ノウハウの共有･向上を図ります。

○障害者就労サポートセンターに配置する障害者就労サポーターにより、支援機関との連携強化、障害のある人と企業の双方に対する支援を実施します。

②就労定着支援の推進

○就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害のある人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。

○障害のある人が週末に余暇活動を行う場を提供することにより、生活の安定と充実、障害のある人や家族間の交流を促進し、就業支援、在職者の定着支援を図ります。

③障害者テレワーク支援

○職場への出勤が困難な障害者の就労機会を拡大するため、障害者テレワークの普及啓発を図ります。

④農福連携の推進

○県内農業者等を対象に、農福連携の周知を目的とした研修会を開催するとともに、特別支援学校生徒の農業現場での実習やJAにおける農福連携相談窓口の設置等を支援し、農業分野における障害者の就労や雇用に向けた取り組みを推進します。

⑤障害のある人の県職員採用の推進

○障害のある人の県職員採用の推進を図ります。採用後は、障害者職業生活相談員が一人ひとりの特性に応じた助言や支援を行います。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
障害者就業・生活支援センターの充実	就業及びこれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、就業面及び生活面の一体的支援を行う障害者就業・生活支援センターの充実を図ります。
障害者就労サポートセンターの運営	県労働政策課内に設置している障害者就労サポートセンターに、障害者就労サポーターを配置し、支援機関との連携強化、障害のある人と企業の双方に対する支援を実施します。
「チャレンジウィズぐんま」の実施	障害のある人を会計年度任用職員として任用し、文書集配や軽作業等の補助的業務を通じてスキルを磨き、民間企業等への就職につなげ、県全体の障害者雇用を推進します。
会計年度任用職員（障害者枠）の任用	障害の特性が多様であることを踏まえ、業務内容や勤務時間に一定の配慮が必要な障害のある人を会計年度任用職員（障害者枠）として任用します。

（２）職業能力の開発推進

◇現状と課題

障害のある人の自立や就労機会の拡大を図り、労働の基礎的技術を身につけられるよう、職業能力の向上に向けた取り組みを推進する必要があります。

地域における障害のある人の就労を支援するため、一人ひとりの適性に応じた訓練等が受けられる民間の教育機関や事業所の現場等を活用して、職業訓練等を実施しています。

◇具体的取組

①障害者職業訓練の実施

○障害のある人の職業能力開発のため、就職の促進に資する知識・技能を習得するための集合型訓練や、事業所の現場を活用した実践的な職業訓練を実施します。

②全国障害者技能競技大会への選手派遣

○障害のある人の職業能力開発や雇用の促進に対する社会の理解と認識を高めるため、全国障害者技能競技大会（アビリンピック）へ選手を派遣します。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
障害者職業訓練の実施	障害のある人の職業能力開発のため、就職の促進に資する知識・技能を習得するための集合型訓練を民間の教育機関等に委託して実施するほか、事業所の現場を活用した実践的な職業訓練を企業等に委託して実施します。

（３）福祉施設からの就労と工賃向上

◇現状と課題

障害者施設等では、障害のある人が民間企業での就労ができるよう、食料品・雑貨等の製作や清掃・除草等のサービスを提供する等の訓練を行っています。それらの物品やサービスの売り上げは、障害のある人に工賃として支払われ、障害のある人の生活の一助となっています。

障害者施設等で働く環境を整備・充実させるとともに、障害のある人の生活がより豊かになるよう、工賃を向上させることが重要であり、本県では、目標工賃を定めた工賃向上計画を策定して、取組を進めています。

また、障害者優先調達推進法に基づき、国や地方公共団体等での物品調達には、障害者施設等からの優先的・積極的な購入等が推進され、障害のある人の自立の促進が図られています。

◇具体的取組

①就労移行・継続の推進

○就労移行支援事業所の整備や就労移行支援事業所等の職員向けの研修等により、障害者施設等を利用する障害のある人の一般就労を推進します。

○就労継続支援事業所を整備し、一般就職が困難な障害のある人の、福祉的就労の機会や知識・能力向上のための訓練を受けられる場を創出します。

②工賃向上のための支援

〇工賃の向上に向けた支援や研修会等に取り組みます。
※具体的には、第4章に定める「第5次群馬県工賃向上計画」により推進していきます。

③障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定・推進

〇障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、庁内全体で、優先的・積極的に障害者施設等からの物品等の調達に取り組みます。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
障害のある人の工賃向上のための支援	障害者施設等を利用している障害のある人の工賃向上に向け、障害者施設等が共同で受注・販売促進等を行う「共同受注窓口」の運営支援等を行うとともに、製品・サービスの質を向上させるための専門家派遣や職員向け研修会、共同販売会「あったかぐんまのハートバザール」の開催、農業者と障害者施設等のマッチング支援等に取り組みます。
障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定・推進	障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、庁内全体で、優先的・積極的に障害者就労施設等からの物品等の調達に取り組みます。

7　情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

障害のある人が円滑により多くの情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えるよう、障害の特性に応じた情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、意思疎通支援を充実させます。
また、支援機器や情報通信技術の進展等による社会の変化に対応できるよう、環境の整備を推進します。

(1)情報アクセシビリティの向上

◇現状と課題

障害のある人の情報アクセシビリティの向上には、障害特性に応じた適切な手段や進展する情報通信技術の活用等が必要です。このために、障害のある人が、そのニーズに応じてより多くの情報を取得できるよう、積極的な情報提供や提供方法の充実を図っていきます。

◇具体的取組

①障害特性に応じた広報等

〇障害のある人のニーズに応じた情報提供を推進します。
〇情報提供にあたっては、障害の特性に留意して、各種媒体により行います。
〇障害のある様々な人に配慮したホームページの作成を積極的に進めます。

②情報化等の支援

〇コーディネーターがパソコン活用に関する相談に応じることで、障害のある人の情報化を支援し

ます。

○身体的な障害により、県立図書館への来館に支障のある利用者の便宜を図るため、郵送貸出を行います。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
点字による広報の作成・配布	視覚障害のある人への広報のため、「ぐんま広報」を主とした情報を点字にした冊子を作成・配布します。
手話通訳入り県議会広報番組の制作・提供	聴覚障害のある人に配慮し、手話通訳を入れた県議会広報番組を制作・提供します。
障害者情報化支援センター事業の推進	障害のある人の情報化支援のため、障害のある人がパソコンやスマートフォンを利用できるよう、相談支援のほか、操作訓練の機会を提供します。

(2)意思疎通支援の充実

◇現状と課題

障害のある人にとって、情報を取得し意思表示やコミュニケーション等の意思疎通を図ることは、日常生活を営む上で、必要不可欠なことです。

本県においては、障害者基本法など関係法令・制度に則り、障害に応じた適切な意思疎通ができるよう、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成及び派遣を行い、点字図書館、聴覚障害者コミュニケーションプラザの充実を図っているほか、平成 27 年3月に制定された「群馬県手話言語条例」に基づき、手話の普及や手話を利用しやすい環境の整備のための施策を積極的に推進しています。

さらに、情報通信技術の高度化により、障害のある人にとってもコミュニケーションの場を広げるための手段が広まっていることから、情報通信技術の利用の円滑化を図ることが重要です。

◇具体的取組

①意思疎通支援体制の整備

○視覚・聴覚に障害のある人の意思疎通支援を行う手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び点字図書等の製作に従事する点訳奉仕員、音訳奉仕員等を養成するとともに、県で実施する専門性の高い意思疎通支援者の派遣体制を充実します。

○視覚や聴覚に障害のある人への情報提供など各種コミュニケーションのための環境を整備し、日常生活の支援や社会参加を促進するため、県立点字図書館や県聴覚障害者コミュニケーションプラザを運営します。

②群馬県手話言語条例に基づく施策の推進

○群馬県手話言語条例に基づき、手話の普及や手話を利用しやすい環境の整備のための施策を積極的に推進するほか、情報通信技術を活用し、遠隔手話通訳サービスを実施します。

※具体的には、本計画の個別実施計画である「群馬県手話施策実施計画」に基づいて推進していきます。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
手話普及啓発イベントの開催	手話への理解、手話の普及を進めるため、県内各地域でイベントを開催します。
県立点字図書館の運営	視覚障害のある人の社会参加の促進等を目的として、点字図書の貸出・閲覧、音訳ＣＤの貸出、点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成や各種相談事業等を行う点字図書館を運営します。
県聴覚障害者コミュニケーションプラザの運営	聴覚障害のある人の社会参加の促進等を目的として、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、字幕入り映像ライブラリーの貸出や各種相談事業等を行う聴覚障害者コミュニケーションプラザを運営します。

新たな課題等への対応

読書バリアフリーの推進に関する取組

障害の有無にかかわらず全ての人が、読書を通じて文字・活字文化を享受することができる社会の実現への寄与を目的とした、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が令和元年に成立、また、読書バリアフリー法に基づき、令和２年には、文部科学省及び厚生労働省「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

このような中、本県においても、令和２年度から令和６年度までを計画期間としている「群馬県読書活動推進計画」の一部改定を行い、読書に困難がある者に対する読書活動におけるバリアフリー推進の取組を盛り込み、視覚障害等のある人の読書環境の整備に向けて取り組んでいます。

※ 上記基本計画では、視覚障害、読字に困難がある発達障害、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害を対象としています。

＜読書バリアフリーの推進に関する主な取組＞

- 公立図書館等においては、アクセシブルな書籍等を充実させる取組を促進するとともに、県立点字図書館については、これらの書籍等の充実、製作の支援を促進します。
- 県立点字図書館と公立図書館等との連携を図り、国立国会図書館やサピエ図書館（※）のサービスを周知し、利用促進を図っていきます。
- 司書教諭、職員等に対して、障害者サービスに関する内容を理解するための研修を実施します。
- 「読書に困難がある児童生徒」がアクセシブルな書籍等を利用できるよう、県立図書館や県立点字図書館における取組を周知します。
- 「読書に困難がある者」の関係団体と連携し、アクセシブルな書籍等の利用促進のための情報共有を図っていきます。

※【サピエ図書館】視覚障害者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々に対して点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。

今後の方向性

読書活動は、娯楽やレクリエーションを得るためだけでなく、教育や就労を支える重要な役割も持ち合わせています。

本県においても、読書活動を、障害のある人の充実した生活や社会参加の推進に生かしていくため、ICT 等の技術の進展に関する動向等を把握しながら、その技術の活用や必要とする人が利用できる環境の整備等について検討し、読書バリアフリーの推進に関する取組を進めていきます。

８　防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備

障害のある人が地域社会において安全に、安心して生活するためには、障害福祉サービスの充実や人材の育成など、各施策体系に基づき様々な事業を展開することに加え、障害特性に配慮した防災、防犯、交通安全及び障壁（バリア）のないまちづくりや緊急避難体制の整備、円滑に通報ができる防犯体制や交通安全の取組が重要です。
また、障害のある人が利用しやすいバスや鉄道等の交通・移動手段の確保を図ります。

（１）防災対策の推進

◇現状と課題

障害のある人や高齢者等の要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者は、災害発生時の避難の遅れ等により、被害を受けることが多く、避難にあたり、特に支援を必要とします。災害発生時に避難行動要支援者の方を迅速に避難誘導するためには、事前にその状況を把握し、緊急避難体制を整備しておく必要があるとともに、避難所には様々な方が避難することになるため、避難者の特性に配慮した機能を持たせることが必要です。

また、聴覚や言語等に障害のある人が支援を求めることができるよう、通報支援体制の整備も求められます。

さらに、自然災害に限らず、新型コロナウイルス感染症のような感染症の感染拡大防止対策等、への対策も重要となっています。

◇具体的取組

①情報の提供体制の充実及び緊急通報受信体制の整備の促進

○県のホームページ等による災害情報の提供、点字や音声等による情報の提供、手話通訳者の派遣など、障害の特性に留意した災害情報等の提供体制の充実を図ります。

○聴覚や言語等の障害により通常電話で 119 番通報ができない人のため、各消防本部において Net119 緊急通報システム（スマートフォン等を用いていつでもどこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるシステム）やファクシミリ・メールによる緊急通報受信体制の整備が進むよう支援します。

②避難行動要支援者の避難支援体制等の整備促進

○市町村が避難行動要支援者の避難支援対策や福祉避難所の指定等を行うにあたり、地域の実態にあわせて実施できるよう支援します。

○洪水のリスクが高い地域や、土砂災害警戒区域内に立地する施設について、市町村が地域防災計画に定めるための支援を行うとともに、施設管理者等が行う避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援します。

③災害福祉支援ネットワークの推進

○災害発生時の福祉的ニーズに迅速に対応できるよう、平時から、災害派遣福祉チーム（DWAT）員の養成や施設間相互応援に係る訓練、社会福祉施設における事業継続計画（BCP）作成支援等を行う協議会形式のネットワークを運営します。

○災害が発生した場合には、被災施設の利用者の受入れや応援職員の派遣を行うとともに、避

難所等において障害のある人等の要配慮者に対して福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣します。

④災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備

○災害発生時に被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援活動を行うための災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備を図り、災害が発生した場合には必要に応じてチームの派遣を行います。

⑤障害福祉サービスの継続的な提供の推進

○災害発生時においても、障害のある人が必要とするサービスを継続して利用できるよう、障害福祉サービス施設・事業所等への支援を行います。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
NET119 緊急通報システムやファクシミリ・メールによる緊急通報体制の整備の促進	聴覚や言語等の障害により通常電話で 119 番通報ができない人のため、各消防本部において NET119 緊急通報システム（スマートフォン等を用いていつでもどこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるシステム）やファクシミリ・メールによる通報体制の整備が進むよう支援します。
避難行動要支援者の避難支援体制の整備促進	市町村が避難行動要支援者の避難支援対策や福祉避難所の指定等を行うにあたり、地域の実態にあわせて実施できるよう支援します。
災害福祉支援ネットワークの推進	災害時、被災施設の利用者の受入れや応援職員の派遣調整を行います。また避難所等において、障害のある人等の要配慮者に対して福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を派遣します。

（2）防犯対策・交通安全への配慮

◇現状と課題

県民の誰もが安全で安心して暮らしていけるような社会の実現を図るため、平成 16 年6月に「群馬県犯罪防止推進条例」を制定しました。また、聴覚・言語に障害のある人からの警察安全相談受付や緊急通報受付が可能となるよう、環境の整備も行っています。

さらに、障害のある人を交通事故から守り、安心して外出できるようにするため、交通安全施設や交通安全教育の充実が必要です。道路交通法では身体に障害のある人等の交通弱者の保護について規定しており、車社会である本県においては、交通弱者に対する保護意識の醸成が大切です。

◇具体的取組

①犯罪の起きにくい安全・安心なまちづくりの推進

○「群馬県犯罪防止推進条例」に基づき、県民の誰もが犯罪被害に遭わないよう地域や事業者が一体となって、学校・通学路等における子どもの安全の確保を図るなど、犯罪の起きにくい安全・安心なまちづくりを推進します。

②警察安全相談及び通報体制の整備

○聴覚や言語等の障害により電話で相談ができない人のために、ファクシミリ等による相談受付

や通報体制を整備します。

③交通安全の環境整備

○障害のある人が安心して外出できる交通安全に配慮した環境整備を推進します。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
ファクシミリ・メールによる警察安全相談の実施	聴覚や言語等の障害により、電話で相談ができない人のために、ファクシミリによる相談を受け付けています。また、県警のホームページでも、要望・相談をメールで受け付けています。
県警ＦＡＸ１１０番、県警メール１１０番、１１０番アプリシステムの効果的促進	聴覚や言語等の障害により、通常電話で110番通報できない人のため、ファクシミリ、メール、アプリシステムによる通信受理の効果的促進を図ります。

(3)住まいの確保等

◇現状と課題

障害のある人が地域で安全･安心に暮らしていくには、住まいの場が必要であることから、グループホームの整備等の取組を進めています。

また、「ぐんま住まいの相談センター」を設置して住まいの相談に応じるとともに、居住支援協議会の運営を通じて関係機関･団体間の連携を強化しています。今後は、平成 29 年 10 月から施行された改正住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を実施し、障害のある人の住まいの確保をさらに推進していく必要があります。

◇具体的取組

①住まいの確保

○障害のある人が住み慣れた地域で、個々のニーズに合った生活ができるよう、グループホームの整備を進めるとともに、社会福祉法人等においてグループホームとしての活用が可能な公営住宅について、公営住宅法第 45 条第1項に基づく使用を推進します。

○重度の身体障害のある人が住み慣れた場所で生活していくため、市町村と連携し、既存住宅のバリアフリー化等、障害の状況に応じて改造する場合の費用を援助します。

○障害のある人や高齢者が利用しやすいよう、既設県営住宅の設備等を改善します。

○バリアフリー住宅の取得や新築･増改築･改修における専門的な部分について相談できる「ぐんま住まいの相談センター」の活用を推進します。

○県、市町村、関係団体等で構成する群馬県居住支援協議会において、住宅の確保に配慮を要する人が、賃貸住宅に円滑に入居することができるようにするため、有効な支援策の検討及び情報の提供等を行い、更なる住宅セーフティネットの構築を進めます。

○平成 29 年 10 月 25 日から施行された改正住宅セーフティネット法に基づき、住宅の確保に配慮を要する人の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を実施します。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
グループホームの整備	障害のある人が、共同生活を行い、家事等の日常生活上の支援や、食事や入浴等の介護を受けながら、地域において自立した生活を送るグループホームの整備を推進します。
ぐんま住まいの相談センターの設置	バリアフリー住宅の新築・増改築・改修工事を行う際、安全な住宅に安心して暮らせるよう技術的・専門的な事柄について専門家が情報を提供し、相談を受けます。

(4)円滑な交通・移動のための環境整備の推進

◇現状と課題

障害のある人にとって、公共交通機関は大切な移動手段のひとつです。公共交通機関の移動の円滑化を図ることは、大変重要なことであり、国の方針に沿って、路線バスのノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー導入の支援や駅及び駅周辺のバリアフリー化をさらに進めることが必要です。

障害のある人の円滑な交通・移動のための環境整備を推進することにより、移動・外出に係る福祉的支援とあいまって、障害のある人が円滑に移動・外出できるようにしていきます。

◇具体的取組

①交通・移動対策の総合的推進

○障害のある人の活動範囲の拡大や社会参加を促進するため、ノンステップバスの普及促進や鉄道駅のバリアフリー化など、安全で利用しやすい交通アクセスの確保及び交通・移動対策の総合的な推進を図ります。

○障害のある人、高齢者、難病患者、妊産婦のうち県が定めた交付基準の該当者に、思いやり駐車場利用証を交付し、制度協力施設の思いやり駐車場(車いす使用者用駐車施設)を利用する際に利用証を掲示する「思いやり駐車場利用証制度」を推進し、車いす使用者用駐車施設の適正利用を進めます。

○歩行困難な身体障害のある人・知的障害のある人が使用する自動車について、駐車禁止除外の指定を引き続き実施します。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
ノンステップバス等の導入に対する支援	高齢者や障害のある人等が移動しやすい環境を整えるため、バリアフリー対応のノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの車両導入を支援します。
思いやり駐車場利用証制度の推進	障害のある人や高齢者が安心して出歩けるまちづくりの一環として、駅や市街地の公共施設・福祉施設・病院等の周辺道路において、歩道段差の改善や点字ブロックの設置等を行います。
障害のある人に対する駐車禁止除外の指定	歩行困難な身体障害又は知的障害のある人が使用する自動車について、駐車禁止規制から除外します。

(5)福祉のまちづくり推進

◇現状と課題

不特定多数の人が利用する特定建築物や公共交通機関の施設等は、バリアフリー法に基づいてバリアフリー化が図られつつありますが、より安全に安心して施設を利用できるよう、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」による、さらなるバリアフリー化を推進しています。

◇具体的取組

①「人にやさしい福祉のまちづくり条例」の推進

○平成 15 年3月に制定した「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが自立した日常生活を営み、積極的に社会活動に参加できる施策を実施するとともに、障害のある人が自立して生活し、さまざまな分野の活動に参加できるよう、建築物や公共交通機関の施設、道路等のバリアフリー化を推進します。

②障害のある人等に配慮した歩道等の整備

○障害のある人や高齢者が安心して出歩けるよう、歩道段差の改善や点字ブロックの設置等を行います。

③障害のある人に配慮した投票環境の整備

○障害のある人が投票しやすいように投票環境を整備するとともに、代理投票、郵便投票等の制度の周知を図り、障害のある人の選挙権行使を支援します。

≪主な事業≫

事業名	事業内容
人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化の推進	人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や鉄道駅、道路等のバリアフリー化を推進します。また、条例に規定する全ての整備基準に適合する施設に、申請により適合証を交付します。
障害のある人等に配慮した歩道等の整備	障害のある人や高齢者が安心して出歩けるまちづくりの一環として、駅や市街地の公共施設・福祉施設・病院等の周辺道路において、歩道段差の改善や点字ブロックの設置等を行います。